

「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」と 「分科会」の紹介

内閣官房
孤独・孤立対策担当室

吉川参事官補佐

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

コロナ禍で顕在化した孤独・孤立の問題に対処するため、官・民・NPO等の取組の連携強化の観点から、全国的な各種相談支援機関やNPO等の連携の基盤として令和4年2月に設立。

主な活動

1. 複合的・広域的な連携強化活動

(1) 分科会開催

- ・孤独・孤立に係る課題等のテーマ毎に分科会を設け、現状や課題の共有、対応策等を議論。
分科会1 「「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方」
分科会2 「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方」
分科会3 「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」

(2) 孤独・孤立に関する現場課題ワークショップ

- ・孤独・孤立対策に関する実務者が日々の実践から感じる現状や課題に対する対応策を議論。
- ・R4.3.30 ワークショップ 「“多様な各種の居場所“の多様性と種別について」を開催

(3) 自治体実務相談事業

- ・孤独・孤立対策の専門家が現状を聞き取り、実現可能な方向性をともに考え、助言

2. 孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動

○より多くの方に孤独・孤立対策を認識してもらうため、理念や連携の事例、実態把握調査の結果などに関するシンポジウムを令和4年度内に複数回開催予定。

- ・R4.6.21 第1回「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果に見る課題の背景と取組」
- ・R4.10.26 第2回「「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方」

3. 情報共有、相互啓発活動

(1) 会員向け情報共有・情報発信

- ・関係団体の活動紹介や支援情報などをメールマガジン形式で3月下旬から週1回程度発信。
- ・プラットフォーム会員の事務所に事務局職員が訪問しご紹介する「事務局訪問記」を実施。

(2) 孤独・孤立に関する調査

- ・孤独・孤立に資するNPO法人等への調査の実施（令和4年度）など

体制

※会員数371団体

（令和4年12月1日時点）

会員 (234)

総会

全国又は特定の地方において孤独・孤立対策に取り組むNPO等支援団体、関係府省庁等

幹事会

- ・会員の中から選出
- ・総会へ議案提出等運営に必要な事項を実施

協力会員 (114)

経済団体、地方自治体など本会活動を協力する団体
※都道府県・政令指定都市は全て会員登録済

賛助会員 (23)

民間団体・助成団体など本会活動を支援する団体

孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにおける分科会について

1. 分科会の趣旨

孤独・孤立対策に係る課題等のテーマごとに、必要に応じて会員の一部から構成される分科会を設け、現状や課題の共有、対応策等について議論することとしている。

【規約第21条「活動の必要に応じて、本会に会員の一部により組織された分科会等を設置することができる。」】

2. 当面の分科会の設置

「孤独・孤立対策を推進する上での基本となる事項であり、かつ会員間で共通する課題である事項」として、まずは以下の3つのテーマの分科会を設けることとした。

分科会1 「「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方」

重点計画の基本方針「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする」をテーマとして、支援を求める声を上げやすい・声を受け止める・声をかけやすい社会に向けて、孤独・孤立についての理解・意識や機運を社会全体で高めていくための取組の在り方を検討。

担当幹事団体

あなたのいばしょ（SNS相談コンソーシアム）、新公益連盟

分科会2 「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方」

多様な主体が当事者や家族等への支援に関わることにより、切れ目なく息の長いきめ細かな支援や、地域における包括的支援を推進するため、各主体の役割や責務、各主体間の連携の在り方を整理。

担当幹事団体

全国社会福祉協議会、全国社会福祉法人経営者協議会、日本NPOセンター、生活困窮者自立支援全国ネットワーク

分科会3 「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」

重点計画の基本方針「状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる」をテーマとして、ワンストップの相談窓口等の一元的な相談支援体制（統一的な相談ダイヤル等）や、地域で「相談」と「支援」をつなぐための地方自治体を含めた各主体の連携等について、実務的な相互連携の在り方を検討。

担当幹事団体

自殺対策支援センターライフリンク、日本いのちの電話連盟、よりそいホットライン、生活困窮者自立支援全国ネットワーク、全国社会福祉協議会

1. 孤独・孤立対策の現状

<新型コロナ感染拡大前> 職場・家庭・地域で人々が関わり合い支え合う機会の減少 → 「生きづらさ」や孤独・孤立を感じざるを得ない状況を生む社会へ変化
<新型コロナ感染拡大後> 交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等 → **社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化**

2. 孤独・孤立対策の基本理念

(1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応

- ▷ 孤独・孤立は、
 - ・ **人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るもの**
 - ・ 当事者個人の問題ではなく、社会環境の変化により孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったもの。**社会全体で対応しなければならない問題。**
 - ・ 心身の健康面への深刻な影響や経済的な困窮等の影響も懸念
- ▷ 「孤独」は主観的概念、ひとりぼっちと感じる精神的な状態
「孤立」は客観的概念、社会とのつながりのない/少ない状態
当事者や家族等の状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方・捉え方も人によって多様
- 一律の定義で所与の枠内で取り組むのではなく、**孤独・孤立双方を一体で捉え**、多様なアプローチや手法により対応。**「望まない孤独」と「孤立」を対象として**取り組む。
- 孤独・孤立の問題やさらなる問題に至らないようにする**「予防」の観点**が重要。
「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」「誰もが自己存在感・自己有用感を実感できるような社会」「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指して取り組む。「予防」の観点からの施策の在り方を検討。

(2) 当事者や家族等の立場に立った施策の推進

- ▷ 孤独・孤立の問題は、人生のどの場面で発生したかや当事者の属性・生活環境によって多様
- ▷ 当事者のニーズ等も多様。配慮すべき事情を抱える方、家族等が困難を抱える場合も存在
- **まずは当事者の目線や立場に立って**、当事者の属性・生活環境、多様なニーズや配慮すべき事情等を理解した上で施策を推進
- **その時々**の当事者の目線や立場に立って、切れ目なく息の長い、きめ細やかな施策を推進
- 孤独・孤立の問題を抱える**当事者の家族等も含めて支援**する観点から施策を推進

(3) 人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

- 当事者や家族等が相談できる誰か等と**対等につながり**、「**つながり**」を実感できることが重要。このことが孤独・孤立の問題の解消にとまらずウェルビーイングの向上にも資するとの考え方で施策を推進。
- 地域によって社会資源の違いがある中で、当事者や家族等を支援するため、**行政・民間の各種施策・取組について有機的に連携・充実**
- **関係行政機関（特に基礎自治体）**において、既存の取組も活かして孤独・孤立対策の**推進体制**を整備。社会福祉協議会や住民組織との協力、NPO等との密接な連携により、安定的・継続的に施策を展開

3. 孤独・孤立対策の基本方針 ※基本方針の柱ごとに具体的施策(現状、課題、目標、対策)を掲載

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

- ① **孤独・孤立の実態把握**
 - ・ 孤独・孤立の実態把握、データや学術研究の蓄積、「予防」の観点から施策の在り方を検討
- ② **支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信**
 - ・ 継続的・一元的な情報発信、各支援施策をつなぐフック型の相談窓口、プッシュ型の情報発信等
- ③ **声を上げやすい環境整備**
 - ・ 「**支援を求める声を上げることは良いこと**」等の理解・機運を醸成し、当事者や周りの方が声を上げやすくなり支援制度を知ることができるよう、情報発信・広報及び普及啓発、教育等

(3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

- ① **居場所の確保**
 - ・ 多様な各種の「居場所」づくり、「つながり」の場づくりを施策として評価し効果的に運用
- ② **アウトリーチ型支援体制の構築**
 - ・ 当事者や家族等の意向・事情に配慮したアウトリーチ型の支援を推進
- ③ **保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進等**
 - ・ いわゆる「社会的処方」の活用、公的施設等を活用する取組や情報発信
- ④ **地域における包括的支援体制の推進**
 - ・ 地域の関係者が連携・協力し、分野横断的に当事者を中心に置いた包括的支援体制
 - ・ 小学校区等の地域の実情に応じた単位で人と人との「つながり」を実感できる地域づくり

(2) 状況に合わせた切れ目ない相談支援につなげる

- ① **相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）**
 - ・ 包括的な相談支援（各種相談支援制度等の連携）、多面的な相談支援（24時間対応の相談等）、発展的な相談支援（多様な人が関わり専門職も強みを発揮）を推進
- ② **人材育成等の支援**
 - ・ 相談支援に当たる人材の確保・育成・資質向上、相談支援に当たる人材への支援

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

- ① **孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援**
- ② **NPO等との対話の推進** ③ **連携の基盤となるプラットフォームの形成支援**
- ④ **行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備**

4. 孤独・孤立対策の施策の推進

- 本計画は、今後重点的に取り組む孤独・孤立対策の具体的施策をとりまとめたもの。関係府省は、本計画の各施策それぞれの目標達成に向けて着実に取組を進める。
- 関係府省及びNPO等が連携して幅広い具体的な取組を総合的に実施。関係府省において事業の使いやすさの改善に努め、事業展開にさらなる検討を加えていく。
特に、**孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動への支援**については、当面、令和3年3月の緊急支援策で実施した規模・内容について、強化・拡充等を検討しつつ、**各年度継続的に支援**。
- **毎年度**、本計画の各施策の実施状況を**評価・検証**。**毎年度を基本として必要に応じて計画全般の見直しを検討**。これらの際には「孤独・孤立対策推進会議」「有識者会議」で審議等。

第2章 新しい資本主義に向けた改革

2. 社会課題の解決に向けた取組

（2）包摂社会の実現

（孤独・孤立対策）

「孤独・孤立対策の重点計画」⁵⁸の施策を着実に推進するとともに、さらに全省庁の協力による取組を進める。実態調査結果を踏まえた施策の重点化と「予防」の観点からの施策の充実を図り、重点計画に適切に反映する。いわゆる「社会的処方」の活用、ワンストップの相談窓口の本格実施に向けた環境整備、食・住など日常生活での孤独・孤立の軽減、ひきこもり支援に資する支援策の充実とともに、アウトリーチ型のアプローチや同世代・同性の対応促進のための取組を推進し、確実に支援を届ける方策を講ずる。官民一体で取組を推進する観点から、国の官民連携プラットフォームの活動を促進し、複数年契約の普及促進等によりNPO等の活動を継続的にきめ細かく支援するとともに、地方における官民連携プラットフォームの形成に向けた環境整備に取り組む。あわせて、支援者支援など孤独・孤立対策に関するNPO等の諸活動への支援を促進する方策の在り方を検討する。

若者・女性の自殺者数の増加に対するSNSを含むきめ細かい相談支援など、見直しが予定されている「自殺総合対策大綱」⁵⁹に基づき、自殺総合対策を推進する。

⁵⁸ 令和3年12月28日孤独・孤立対策推進会議決定。

⁵⁹ 平成29年7月25日閣議決定。

令和4年12月20日

内閣官房孤独・孤立対策担当室

(孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム事務局)

「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」のロゴマークの決定について

「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」では、孤独・孤立対策に係る様々な取組をするにあたり、会員の皆様とともに推進していくためのシンボルとして、ロゴマークを決定しました。



孤独・孤立対策の理念でもある、人と人との「つながり」を実感できる社会の実現を表現しました。

○ コンセプト「つながりの花」

- ・渦巻きの形は、漢字の「人」がくりかえし結びついている様子をあらわしています。
- ・漢字の「人」の「緑と黄色と赤」の3色は、「官と民と孤独・孤立に悩む人」をあらわしています。
- ・中央から外側へと広がりつながり続け、ひとつの大きな花の形に見えるようにしています。

以上により、人と人との「つながり」を実感できる明るい社会を実現していく孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを表現しています。

「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の
入会手続きのご案内になります。

以下のQRコード「会員情報登録に関する受付フォーム」
より、入力いただけますと幸いです。



よろしくお願いいたします。

(内閣官房 孤独・孤立対策担当室)